

不当要求防止責任者講習会について

不当要求防止責任者とは

暴力団員による不当な要求による事業所等（地方公共団体の公務署を含む。以下同じ。）及び使用人等の被害を防止するために必要な業務を行う人のことです。

不当要求防止責任者講習とは

暴力団員からの不当な要求に対応する不当要求防止責任者（以下「責任者」という。）の業務を適正に実施させるために行う講習で、対応方法の修得などを目的としています。なお、この講習は北海道公安委員会が財団法人北海道暴力追放センター（以下「暴追センター」という。）に事業を委託して行っています。

講習内容

講習内容は北海道警察の暴力犯担当係官・民暴弁護士等による暴力団の情勢・民事介入暴力の現状等と題した講演、暴追放センター担当者による講義等の聴講、対応方法等を記録した内容のビデオ視聴で、時間は概ね3時間です。

開催場所

毎年開催されるのは札幌市、旭川市、函館市、釧路市、北見市です。

そのほかの会場は、警察署の所在地ですが開催予定についてはその年度によって異なりますので暴追センター、北海道警察本部の暴力団担当課にお問い合わせ下さい。

選任時講習と定期講習

講習にはその事業所等において初めて責任者に選任された後に受講する「選任時講習」と、選任時講習を受講した後概ね3年ごとに受講する「定期講習」があります。

受講費用

受講費用は無料です。

責任者講習を受講するためには

事業所等において不当要求防止責任者を選任していただき、所定の『責任者選任届出書』（以下「届出書」という。）に必要事項を記載の上、事業所等の所在地を管轄する警察署の暴力犯担当課・係に提出して下さい。その後、暴追センターから受講案内が送付され受講することができます。但し、講習開催日や開催場所により届出書を提出した年度内に受講案内が送付されないことがありますので、ご了承願います。受講案内を待たずに受講を希望されるときは、直接暴追センターに連絡して下さい。

不当要求防止責任者講習の案内が来たときは

責任者として登録されますと、暴追センターから往復ハガキによる受講案内が送付されますので、「出欠」を明記の上暴追センター宛に返送して下さい。準備の都合がありますので必ず返送して下さい。

不当要求防止責任者が変更になったときは

責任者が人事異動等により変更になったときは、届出書を改めて作成の上所轄の警察署の暴力犯担当課・係に提出して下さい。

事業所等の所在地・電話番号等が変更になったときは

事業所等の移転に伴い、その所在地を管轄する警察署が変わる場合は、改めて届出書を作成の上、移転先管轄警察署の暴力犯担当課・係に提出して下さい。その際、届出書の余白に移転した旨、及び移転前の警察署名を記載しておいて下さい。なお、移転前の管轄警察署の暴力犯担当者には移転する旨を連絡しておいて下さい。

管轄警察署が変わらない場合は、その警察署の暴力犯担当者に変更となる項目の内容について連絡して下さい。